

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第三十八号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 細迫 兼光君

理事 賀屋 興宣君

理事 唐澤 俊樹君

理事 四宮 久吉君

理事 千葉 三郎君

理事 濱野 清吾君

理事 森下 元晴君

理事 山田 長司君

理事 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席府政務委員

法務政務次官 山本 利壽君

検事(最高裁判所事務総局民事局長) 菅野 啓藏君

検事(大臣官房司法法制調査部長) 鹽野 宜慶君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局民事局長) 菅野 啓藏君

専門員 高橋 勝好君

五月二十六日

委員唐澤俊樹君及び中垣國男君辭任につき、その補欠として賀屋興宣君及び鍛冶良作君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君及び鍛冶良作君辭任につき、その補欠として唐澤俊樹君及び中垣國男君が議長

の指名で委員に選任された。

五月二十五日

鹿児島地方法務局蒲生出張所存置に関する請願
外一件(池田清志君紹介)(第四九一六号)
印章法制定に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第四九五七号)

同(星島二郎君紹介)(第四九五八号)

ベトナム中央歌舞団の日本公演実現に関する請願(赤松勇君紹介)(第四九五九号)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第四九六〇号)

同(秋山徳雄君紹介)(第四九六一号)

同(井谷正吉君紹介)(第四九六二号)

同(大出俊君紹介)(第四九六三号)

同(大柴滋夫君紹介)(第四九六四号)

同(岡良一君紹介)(第四九六五号)

同(岡田春夫君紹介)(第四九六六号)

同(岡本隆一君紹介)(第四九六七号)

同(加賀田進君紹介)(第四九六八号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第四九六九号)

同(黒田壽男君紹介)(第四九七〇号)

同(河野密君紹介)(第四九七一号)

同(佐野憲治君紹介)(第四九七二号)

同(重盛壽治君紹介)(第四九七三号)

同(下平正一君紹介)(第四九七四号)

同(東海林稔君紹介)(第四九七五号)

同(橋本次郎君紹介)(第四九七六号)

同(戸叶里子君紹介)(第四九七七号)

同(堂森芳夫君紹介)(第四九七八号)

同(中井徳次郎君紹介)(第四九七九号)

同(中澤茂一君紹介)(第四九八〇号)

同(中嶋英夫君紹介)(第四九八一号)

同(成田知巳君紹介)(第四九八二号)

同(野原覺君紹介)(第四九八三号)

同(細和君紹介)(第四九八四号)

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

執行官法案(内閣提出第一四九号)

○大久保委員長 これより會議を開きます。

執行官法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 委員長に、議事運営についてお願いをしておきたいのでありますが、本委員会は、日ごろきわめて真摯な質疑応答が常に行なわれておるじみな委員会でございまして、その質疑応答は委員長の御指導のもとにきわめてまじめに行なわれておるにもかかわらず、委員会はきわめて出席が悪いのであります。しかも、定足数をよくやくにして確保いたしましたあと、発足をいたしますと、すぐにお帰りのなる方が多いのであります。私も野党側としては、先般申し合わせをいたしました、まあそれはお互い多忙であらうけれども、あまりにも、発足のとき、開会のときに成立したらずいお帰りのなることについて遺憾きわまることである、したがって、少なくともこういうことにしたい、それは、委員会が開会されて後わずか三十分の間に定足数を割るようなことがあった場合には、その委員会はそのまま流会にする、こういうことが望ましい、三十分くらいではほんとうはいかぬのであるけれども、少なくとも

もそういうふうなことが最低線として各委員会は確保せらるべきである、実は野党側としては国対その他においてこういう確認をいたした次第であります。本件について、本委員会においても、ひとつその旨委員長のお取り回しを願いたいと思うわけでありますが、いかがでございましょうか。

○大久保委員長 ただいま横山委員からの御発言につきましては、法規先例に準じまして運営したいと考えております。

○横山委員 法規先例という意味はどういう意味でありますか、お伺いをいたします。

○大久保委員長 定足数を含めて、当然のことです。

○横山委員 そういたしますと、私の提案は委員長は御了承くださったものと理解して質問を始めようというふうにいたしますか。

○大久保委員長 どうぞ御質問ください。

○横山委員 ありがとうございます。執行官につきましてお伺いをいたしますが、まづきわめて具体的などころから個々に入りまして、一番最後に総合的な御質問をいたしたいと思ひます。

執行吏代理は、いま全国で何人ございましょうか。

○鹽野政府委員 執行吏代理の数につきましては、お尋ねでございしますが、お手元にこの法案の資料をいたしまして、「執行官法案参考資料」という刷りものをお届けしてございしますが、この八十七ページ以下にその関係が書いてございまして、ごらんいただきますと、執行吏の数に続きまして執行吏代理の数を書いてございまして、これはこの表にございまして、本年の三月三十一日現在でございしますが、執行吏代理の総数は二百四十五名ということに相なっております。

○横山委員 執行吏代理は何法によって規定をさ

れておる職名でございませうか。

○鹽野政府委員 執行吏代理という名称は法令の中には出てこないのでもございまして、いわゆる執行吏代理制度の根拠は執行吏規則でございませう。

○横山委員 そうすると、執行吏代理は法律によらざる職名である、法律によって保護され、法律によって権限を持たざる職名である、こう理解してよろしいやうにございませうか。

○鹽野政府委員 執行吏代理という職名と申しますか、そういう名称につきましては法令に根拠がない、こういう趣旨でございまして、いわゆる執行吏代理の制度、すなわち、執行吏が自己の責任において臨時にその職務の執行を委任するという制度につきましては、これも先ほど申しました執行官法の参考資料でございませうが、その六ページ以下に執行吏規則が載せてございませうが、この第十一條に規定されておるところでございませう。

○横山委員 「執行吏ハ特別ノ命令若クハ委任ヲ受ケタル場合ノ外自己ノ責任ヲ以テ左ニ掲グル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得」とあります。「自己ノ責任ヲ以テ」ということは、「第一執行吏ノ登用試験ニ及第シタル者、第二、執行吏の職務修習者ニシテ三箇月以上其職務ヲ修習シタル者、第三、裁判所書記ノ登用試験ニ及第シタル者、第四、区裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ於テ臨時執行吏ノ職務ヲ行フニ適當ト認メタル者」、この者を自分の責任において委任することを得という、自分の責任においてという意味はどういう意味でございませうか。

○鹽野政府委員 このような手続によりまして執行を委任いたしました場合に、委任を受けた、先ほどからお話ししたいわゆる執行吏代理が行ないました執行行為につきましては、執行吏自身が責任を負うという意味の責任でございませう。

○横山委員 何が起ころうとも、執行吏代理がやったことについて役所に責任はない、一切あげてここのところの執行吏に、任命したことについて責任がある、こういう意味でございませうね。

○鹽野政府委員 任命したことにつきましてはさ

ようなことに相なると思ひます。しかしながら、いわゆる執行吏代理の執行行為でございまして、これは国の機関の執行行為の性格を帯びるわけにございませうから、その執行行為について何らかの問題があるというふうな場合には、いわゆる国家賠償の責任というものは国が負うことになるわけにございませう。

○横山委員 ここにいうところの、「執行吏ハ特別ノ命令若クハ委任ヲ受ケタル場合ノ外」という意味はどのような意味でございませうか。特別の命令もしくは委任を受けた場合においては、委任をしてはいけないという趣旨ですか。

○鹽野政府委員 御趣旨のとおりでございませう。執行吏はだれでも自由にこの代理を委任することができませんか。

○鹽野政府委員 結論におきましてはさうなことになるわけにございませうが、この第十一條の条文をごらんいただきただけでもおわかりのうちに、この規定が非常に古い形でございませう。これは御承知のとおり明治二十三年の法律でございまして、現在から見ますと七十数年前ということになるかと思ひます。規定のいたした方が現在とはかなり違つておられます。それを取り巻く諸般の制度も変わつておられるというふうな状況もございまして、この実際の運用につきましては、最高裁判所から説明願うのが相当かと考えます。

○鹽野最高裁判所長官代理者 いわゆる執行吏代理の資格につきましては、ただいま法務省のほうから御説明がありましたように、執行吏規則第十條の資格要件が必要なのわけにございませう。そういったしまして、ここに四つの場合があげてあるのでもございませう。第一から第三までと第四といひささか性格を異にいたしております。お読みいただければおわかりと思ひますが、第一から第三までは、一定の資格がここに具体的に定められておりますが、第四の場合は、ここに「区裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事」、こうあります。これはこの参考資料の3の裁判所法施行法に基く執行吏

規則及び執行吏手数料規則の変更適用に関する政令によりまして、地方裁判所と読みかえられるわけにございませうが、この地方裁判所が適當と認められたものが、一定の資格という具体的ななきまじった資格ではなくて、認定行為によりましてこのいわゆる執行吏代理の職につくわけにございませう。この場合には裁判所は個々の場合について認定行為を行なうわけでありまして、執行吏と執行吏代理の關係は、その両者の私人的な關係でございませうけれども、第四の場合には、裁判所が、そういうものを執行吏が代理として委任してもよろしいという趣旨におきまして、裁判所の認定行為が入ってくるわけにございませう。そうでありませうから、形の上ではやはりこれも執行吏と執行吏代理との間の委任契約ということになります。その委任契約には裁判所が認定を行なつた上で、それが条件となつておられるわけにございませう。現行の執行吏代理と申しますものは、一から三の資格要件によつて執行吏代理になっておられますものはごく少数でございまして、先ほど申し上げました二百四十五名のうちの大多数というものは第四の規定によつて執行吏代理になっておられる現状であります。つまり、現実の執行吏代理は裁判所の認定行為が入る、そういうものであるということに申し上げることができると思ひます。

○横山委員 二百四十五名のうち大多数が第十一條の四項によつて、地方裁判所の認定によつて代理を行つておられる。しかし、地方裁判所が認定をして行なうというその地方裁判所は、役所として執行吏代理を法的に認めておられぬ。私は論理的矛盾を非常に感ずるわけにございませう。事実上、役所が執行吏代理の大多数を認定しながら、法的に執行吏代理を認めておられぬ。こういう矛盾は、一体どう考えたいものでございませうか。認定の基準となるものはどういふものでございませうか。

○鹽野最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、執行吏代理というそういう職名は、法律上認められておられないのかかわらず、実際は裁判所が認定したものが大部分執行吏代理になっておる、そ

れはおかしいではないか、私どもも実はその点はそういうふうな考へておられるわけにございませう。なぜ、そういうことになつたかと申しますと、何ぶん執行吏規則は明治二十三年の古いものでございまして、この当時考へましたことは、いわゆる臨時必要がある場合において、やむを得ない場合においては執行吏がその責任において代理を選ぶことができるという制度であつたわけにございませうが、その後と申しますか、ことに戦後におきまして、執行吏の待遇等の面において十分な面がありまして、執行吏を補充する困難性のために、明治二十三年の法律の趣旨からだんだん離れていきまして、執行吏代理というものを恒常的なものとして裁判所が認めざるを得ないような状況に立ち至つた。と申しますのは、補充が困難であつたという点にあるわけにございまして、それは御指摘のとおり、執行吏規則の本旨から申しますと、いささかその趣旨を離れた運用のしかたがされておつたというところを認めざるを得ないと思ひます。しかれば、一体この第十一條の第四で、どういふものを執行吏代理として裁判所は認可してきておつたかというお尋ねでございませうが、この法律を讀みますと、やはり第一から第三までが原則的なものであるという趣旨は読み取れると思ひます。そこで、この第四は、やはり第一から第三に準ずるもの、たとえば執行吏の登用試験に及第した者、その程度の法的知識を持つと認められる者を認可してきておつた実情でございませう。

○横山委員 第四の「適當ト認メタル者」については、非常に抽象的な御答弁であります。認定基準というものは最高裁判所からお出しになつておるのですか、それともそれぞれ地方裁判所等で適宜やつておられるものでございませうか。

○鹽野最高裁判所長官代理者 最高裁判所としては、この点につきましては通達なり通知なりというものはいたしてございませう。この法律の趣旨に従つて、これで地方裁判所が現実に認定する場合の基準として足りるというふうな考へておる次第でございませう。

○鹽野政府委員 任命したことにつきましてはさ

規則及び執行吏手数料規則の変更適用に関する政令によりまして、地方裁判所と読みかえられるわけにございませうが、この地方裁判所が適當と認められたものが、一定の資格という具体的ななきまじった資格ではなくて、認定行為によりましてこのいわゆる執行吏代理の職につくわけにございませう。この場合には裁判所は個々の場合について認定行為を行なうわけでありまして、執行吏と執行吏代理の關係は、その両者の私人的な關係でございませうけれども、第四の場合には、裁判所が、そういうものを執行吏が代理として委任してもよろしいという趣旨におきまして、裁判所の認定行為が入ってくるわけにございませう。そうでありませうから、形の上ではやはりこれも執行吏と執行吏代理との間の委任契約ということになります。その委任契約には裁判所が認定を行なつた上で、それが条件となつておられるわけにございませう。現行の執行吏代理と申しますものは、一から三の資格要件によつて執行吏代理になっておられますものはごく少数でございまして、先ほど申し上げました二百四十五名のうちの大多数というものは第四の規定によつて執行吏代理になっておられる現状であります。つまり、現実の執行吏代理は裁判所の認定行為が入る、そういうものであるということに申し上げることができると思ひます。

○横山委員 二百四十五名のうち大多数が第十一條の四項によつて、地方裁判所の認定によつて代理を行つておられる。しかし、地方裁判所が認定をして行なうというその地方裁判所は、役所として執行吏代理を法的に認めておられぬ。私は論理的矛盾を非常に感ずるわけにございませう。事実上、役所が執行吏代理の大多数を認定しながら、法的に執行吏代理を認めておられぬ。こういう矛盾は、一体どう考えたいものでございませうか。認定の基準となるものはどういふものでございませうか。

○鹽野最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、執行吏代理というそういう職名は、法律上認められておられないのかかわらず、実際は裁判所が認定したものが大部分執行吏代理になっておる、そ

れはおかしいではないか、私どもも実はその点はそういうふうな考へておられるわけにございませう。なぜ、そういうことになつたかと申しますと、何ぶん執行吏規則は明治二十三年の古いものでございまして、この当時考へましたことは、いわゆる臨時必要がある場合において、やむを得ない場合においては執行吏がその責任において代理を選ぶことができるという制度であつたわけにございませうが、その後と申しますか、ことに戦後におきまして、執行吏の待遇等の面において十分な面がありまして、執行吏を補充する困難性のために、明治二十三年の法律の趣旨からだんだん離れていきまして、執行吏代理というものを恒常的なものとして裁判所が認めざるを得ないような状況に立ち至つた。と申しますのは、補充が困難であつたという点にあるわけにございまして、それは御指摘のとおり、執行吏規則の本旨から申しますと、いささかその趣旨を離れた運用のしかたがされておつたというところを認めざるを得ないと思ひます。しかれば、一体この第十一條の第四で、どういふものを執行吏代理として裁判所は認可してきておつたかというお尋ねでございませうが、この法律を讀みますと、やはり第一から第三までが原則的なものであるという趣旨は読み取れると思ひます。そこで、この第四は、やはり第一から第三に準ずるもの、たとえば執行吏の登用試験に及第した者、その程度の法的知識を持つと認められる者を認可してきておつた実情でございませう。

○横山委員 第四の「適當ト認メタル者」については、非常に抽象的な御答弁であります。認定基準というものは最高裁判所からお出しになつておるのですか、それともそれぞれ地方裁判所等で適宜やつておられるものでございませうか。

○鹽野最高裁判所長官代理者 最高裁判所としては、この点につきましては通達なり通知なりというものはいたしてございませう。この法律の趣旨に従つて、これで地方裁判所が現実に認定する場合の基準として足りるというふうな考へておる次第でございませう。

○横山委員 それはおかしくないですか。執行吏代理というものを法律上認めておらない。けれども、地方裁判所が職権をもって大多数事実上の任命を行なう、その基準は何らない。第一から第三までに準ずるといふことで適当にやれ、こういうことになっておるといふ御答弁と承知するわけですが、それでしたら、いいところかげんな話じゃありませんか。

○鹽野政府委員 執行吏代理が法制上認められていないというお話でございますが、私、先ほどの御説明が不十分であった結果かと存じますが、執行吏から臨時にその職務の執行の委任を受けて執行行為をするという制度は、執達吏規則の十一條で、あるわけでございます。その意味におきまして、いわゆる執行吏代理の制度は全く法制上認められていないというものではないのでございまして、私が先ほど申し上げましたのは、執行吏代理ということは法律の上には出てきていない、こういうことを申し上げたつもりだったのでございまして。さらに厳密に申し上げますと、執行吏代理という表現も法令の上には全く出ていないというわけではございませんので、裁判所の規則の中には執行吏代理ということばを使っている場合があるわけではございます。それは「執達吏規則第十一條の規定に基き委任を受けて臨時に執行吏の職務を執行する者」、これを執行吏代理というふうな名前前で簡単に法令の中で使っていく例はあるわけではございます。現に最高裁判所の執行吏事務処理規則という最高裁判所規則の中にはさうな執行吏代理という表現を使っている例があるわけではございます。したがって、私が申し上げましたのは、法律上執行吏代理という名前であらわしている制度は、法律上にはあらわれていないということとを申し上げただけでございます。その実態は執達吏規則によつてすでに認めている。執達吏規則が根拠になっているということになるわけではございます。ただ先ほど横山委員の御指摘になりましたとおり、当初執達吏規則第十一條で予定しておりましたのは、「臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコ

ト」ができるという臨時の制度であつたわけではございますが、それが長年の運用の間に、現在のようになつて何らかの恒常的な制度のようにだんだんに転化しているというふうな事実は、御指摘のとおりあるわけではございます。

○横山委員 ちょっと議事の途中であります、回覧で回つてきました理事会の決定が、本法案審査の過程に問題を生じそうなきがいたします。委員長の見解をお伺いしたいと思います。

○大久保委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○大久保委員長 速記を始めて。

○横山委員 いまの御答弁を聞きますと、いまの法律の中における根拠が全くないということではない。臨時に執行吏の代理を命ずることがあるという規定があるとおっしゃつたのですが、これはやはり次元が違ふのでありまして、この問題について臨時に頼むという意味の規定だと私は考えておるのであります。二百四十五名という恒常的な執行吏代理、それをどうするかという御質問をいましておるわけでありまして、恒常的な執行吏代理については法律的に規定がない、こう理解してよろしいんではないか。

〔委員長退席、上村委員長代理着席〕

○鹽野政府委員 執達吏規則の十一條がこの制度の根拠だと申し上げましたが、十一條には御指摘のとおり「臨時」ということばが入つておりまして、臨時に委任をしていく形の制度が十一條で予定されていたものと考へられるのでございます。しかしながら、いつのころから私もはつきり存じないのでございますが、七十数年間の運用のうち、この臨時がたび重なる臨時になり、だんだんに現在のようになつていくわけではございますが、その根拠は実は十一條以外はないのでございまして、十一條の臨時がたび重なる、外形は恒常的な代理のようになつていくというふうな解するほかはなからうかというふうな考へていくわけではございます。

○横山委員 学者的見解をちょっと御披露なさいました。法律担当の責任者としてほかに言語道断な御答弁であると私は思われるのであります。学者的見解においてはさういふような御答弁はできる点がございまして、法律の担当責任者としては、結局現在の二百四十五名は何ら法律的確たる根拠がない、するするするすると長年やっているんだから、この十一條の臨時が恒常的になつていくんだから、そう思わざるを得ない、こういう御答弁は無責任ではなはだしいと私は思ふのであります。この法律と実態との違いをいまいどうしようというのですか。

○鹽野政府委員 この十一條の規定の運用につきましての問題でございますが、確かに、先ほど申し上げましたように、この十一條は、規定の上では「臨時」ということばが明確に入つておりますので、臨時に執行の代理をさせるという制度であると存ずるのでございます。その代理を命ぜられると申しますか、委任されるものは、先ほど御指摘のございましたように、この十一條に並べられているような資格のある者が委任を受ける資格があるということになるわけではございます。そこで、臨時にこれらの者に事務の執行の委任をする、こういうことになりました。そういう給源がなければ、そのつど一々方々からさがし回つて、さういふ者をいわゆる執行吏代理に頼むというものであれば、この制度はほとんど運用困難になるわけではございまして、これはやはり手元にと申しますか、自分の手近なところからさういふ資格者を置くということによつて、臨時に急にこの制度が動いていくことになるわけではございます。さういふようなことから、執行吏の手元になつていふゆる有資格者がおりまして、それに必要のつど執行の委任をしていく、さういふことになつたわけではございまして、現在の制度は必ずしも十一條に基づかない、何と申しますか、法令の根拠のない制度だといふふうには考へられなかつた存ずるわけではございます。

○横山委員 それはいろんな理屈をつけたつて、あくまで十一條は臨時なんだから、現在やっているのは恒常的な執行吏代理なんだから、そこを結びつけようつたて理屈に合いませんよ。もっとさっぱりい、いまの執行吏代理は法律的根拠がありません、御指摘のとおりです、ですから今回はさういふふうにはいたしません、はつきり答へればいいものを、何とか臨時と恒常とが関係あるかのごとき説明をなさること自体は、私も納得できませんよ。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏関係の法律の実施の衝に当たります裁判所として、この点につきましてはささか責任もございしますので、私のほうからも御答弁申し上げます。

御指摘のように、法律は臨時の制度としての執行吏代理しか認めておらないのであります。それが、先ほど御説明申し上げましたように、特に戦後執行吏の補充の困難というところから、執行吏代理といふものを恒常的に使つてまいつたのであります。その点は、昨年の訴訟費用等臨時措置法の改正のときに御指摘がございまして、さういふ制度はおかしいんじゃないかという御批判を受けましたし、その以前からも、私もさういふ制度でも、さういふ運用のしかたは法律の趣旨に合っていないから改正しなければならぬものである、ただ、全般的な制度の改正をまつてその点も改正するといふつもりでもおりましたのでございまして、何と申しましたもその点は早急に改めなければならぬ点であるといふふうには考へまして、このたび、執行吏代理の制度といふものを廃止するといふ法案を法務省のほうにお願いいたしましたので、さうして今回の提案をさせていただいたわけではございます。

○横山委員 そりすると、論理的に非常に矛盾がある。だから、今度の改正案をもつて、附則第十一條で「執行官については、旧執達吏規則第十一條のいふゆる執行吏代理に相当する臨時の職務代行の制度を設けないこととした」と設けなさい。いままでひつかりのあつたことをはずして、この際設けなさい。ゼロにしよう。しかし、二百四十

五名はそのまま残っておる。そうすると、ますます法律の根拠をなくした。しかしながら、二百四十五名の執行吏代理は、「現在執行吏代理として適当である旨の地方裁判所の認定を受けている者等」には、今後も当分の間執行官の職務を代行させることにする必要があるものと考えられるので、本案において、その措置を執りうることにするとともに、これに対する報酬の支給について必要な定めをした。いままで臨時と恒常と、法律的に矛盾がある。恒常の規定はない。臨時の規定がある。それを、恒常の実態になったから矛盾があると言ったら、そのとおりだ。それなら臨時のやつをはずしてしまふ。だから、法律の根拠が全くなくなる。けれども、二百四十五名は引き続き代理をやれ。そして報酬の支給についても必要な定めをする。どっち向いて汽車は走っているんですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏代理の制度が、執達規則第十一条の規定と論理的に矛盾するといふのみならず、実質的にも執行吏代理という、執行吏と執行吏代理との間の私法上の契約で、その職務を行なうことができるというところ。その職務と申しますのは、いわゆる執行行為、公権力の行使でございます。それを、執行吏は公務員でございまして、執行吏代理は公務員でない、そういう人が行なうということが、実質的にもおかしいわけでございます。そこで、今回は執行吏代理の制度を制度としては廃止する。ところが、現にそこに二百四十五名という執行吏代理の人がおるといふことなのでございます。私も法務省にお願ひいたしました。執行官法の改正をお願いいたします。すっきりとした割り切れた恒久制度の執行官法というものをお願いできなかったゆえにも、理屈はそうである、実質もおかしい点がある、しかしながら、現実にはそういう執行吏代理としての職務をやっておる方々がおるといふ点に非常に悩みがあったわけでございます。そこで、この執行吏代理は制度として廃止する。したがって、そこに働いている人々は、どうしても一

べんに職を失わすということではできないにいたしましても、漸減の方向をとらなければならぬ。でありますから、方向をいたしましては、執行吏の委任によって執行ができるという執行吏代理、そういう制度をなくし、そういう現実の人をなくしていくという方向に向いていくことは、はつきりしておる点であると思ひます。ただ、現実には二百四十五名の人があるために、いままですぐ執行吏代理制度をなくし、現実にはそういう人もすぐにいなくなるといふ状態は生み出せませんけれども、私も、現実には二百四十五人という人があつて、この人の処遇というものをどういふふうに具體的にしていっていかたいかということを考えあわせつつ、当分の間、しばらくは、まあ三、四年の間はそういう人が現実には残りますけれども、三、四年後にはそういう制度も、そこに働く人もなくしていくという方向にまいりたいと思つております。

○横山委員 そうしますと、汽車はどっちに走っていくという質問に対して、執行吏代理はなくなるんだという事なんですね。なくするということのことは、何の権限をもってそういうことを言うのですか。そうすると十一條はなくなるんですから、今後地方裁判所が執行吏代理として適当と認めるといふ認定は、これからまずしないということですね。これはいいですね。そういうことなんですね。

○菅野最高裁判所長官代理者 まず第一にはそういうことでございます。

○横山委員 そうすると執行吏が十一條の一、二、三によつて執行吏代理を自分で任命すること、これは自由裁量でしよう。あなたのほうがとやかく言われる筋合いはないですね。これもいいですね。

○菅野最高裁判所長官代理者 第十一條が廃止されますれば、今後は執行官は臨時代理の任命をするといふことはできなくなります。

○横山委員 しかし、あなたがおっしゃったように、裁判所とそれから公務員である執行吏との関係は法律せられるけれども、執行吏と代理との関係は私法上の問題であるから、執行吏が、これは代理とおれの事務所では認めると言つてやる分には、これは私法上の問題では何ら差しつかえない、法律上差しつかえがありませんか。

○鹽野政府委員 非常に重要なお尋ねだと思ひますが、この執行官法におきましては、御承知のとおり、執行官自身が職務を執行する場合に、委任に基づいて職務を執行するわけではないのでありまして、申し立てによりまして、その申し立てがありまして事件について裁判所が事務分配をして、特定の執行官の具体的な職務、こういうことになるわけでございます。したがって、その執行官がさらにその割り当てられた事務を委任していくといふことは認められないわけでありまして、その点が從來と申しますか、現在の執行吏の制度とかなり違った形になってくるわけでございます。現在執行吏自身が債権者の委任によつて職務を行なうといふことで、再委任と申しますか、そういう形で他の者へ委任を移していくといふことは、比較的思考しやすいのでございますが、今回は本来が委任という形で仕事が始まるのではないのでございまして、国の機関に対する申し立てという形で具体的な執行官の職務が始まるので、さらにそれを執行官が委任していくといふのは、特別の規定によつて認めていくわけでございます。それは本来でございまして、そのような形の執行官になりました以上あるべきでない姿であると考へられるわけでございます。先ほど来最高裁判所からも御説明のございましたとおり、何ぶんにも現在全国で二百四十数名のいわゆる執行吏代理がおりますので、きよな代理と申しますか、この制度を全部ここで一ぺんにやめてしまうことになりまして、仕事はすべて執行官だけでやることになりまして、いわゆる執行官代理の仕事といふものは全くなってしまうわけでございます。そこで附則の第十一條におきまして、当分の間暫定措置として從來のような形でその職務を代行させることができるという制度を残したわけでございます。

○横山委員 二百四十五名に配慮をする、けれども今後は二百四十五名以上には執行吏代理はふやさないという点が明らかになりました。そうすると二百四十五名は今後一体どうなるのかということとあります。この際、法律が制定されると同時に、二百四十五名のうちで有能な者、あるいは二百四十五名がそのまま執行官になれば一番問題は簡単であります。二百四十五名の処遇はどういうふうになるか、具体的に伺ひたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏代理の制度は、この法律が施行になりますと、制度としてはなくなる。ただそこに働いている人を今後どういふふうにするかといふお尋ねでございますが、しばらくの期間が要するといふことはお認めいただけたらと思ひます。しかれば、しばらくの期間といふのは何年くらいといふことに相なるうかと思ひます。先ほど私が申し上げましたように、まず三、四年といふふうに計画を立てておるわけでございます。具体的に申し上げますと、二百四十五名のうち、ただいまも百名あまりはもっぱら送達をやっておるわけでございます。三年、四年の間に執行吏代理をなくすと申し上げましたけれども、それはいわゆる執行吏代理をなくすという意味でございまして、三年たった後におきましては、送達代理はその後しばらく残つていくのではなからうかといふふうに思つております。それはなぜかと申しますと、実は送達に關しましては、これが本来執行官の職務として将来長く残しておくべきかどうかといふ一つの問題もございまして、もう少し送達の点については考へていかなければならない点もございまして、送達代理は三年後におきましてはしばらく残す、その数は、ただいま申しました約百名でございます。そうし

ますと三年か四年の間に、あと残りしました百五十名の執行吏代理の処遇というのを考えなければならぬわけでございます。従来の経過からいって、年々の自然の減員というものが十五名の間に五、六十名というものが自然にこの職を去っていく、そうしてあと百名ということになるわけでございます。これが御指摘のように、すべて新しい執行官に任命し得れば問題はないわけでございますが、今度の執行官は格づけが高いものを考えておるのであります。そこで私も二百四十五名につきまして全部学歴の調査をいたしました、新執行官の受験資格のある者が二、三十名あります。そのほか大部分の者はいわゆる裁判所書記官としての、あるいは雇いとしての受験資格がございます。私も今度の法案におきまして、執行吏代理の処遇について法律の表面には出しておりませんが、しかしながら、そういう配慮も手伝いまして、会計の事務、受付の事務というものを裁判所がやるということになりますれば、その方面に事務官ないし雇いの人々の増員が必要なのでございます。その点につきまして、本年度は増員につきましての予算的な手当てができませんでした。しかしこの法案が通りますれば、当然その会計事務、受付の事務について人が要するということが明らかになりますので、予算折衝ができるわけでございます。そして増員が必要になってくる人員のうちに、執行吏代理の適任者をできるだけ吸収していくという方針でまいりたい。執行吏代理をいっ首にするというような規定は少しもございませんので、たとえ三年のうちに全部を吸収できなくても、五人残っても、三人残っても、その人は不幸にして裁判所に吸収できず、あるいは執行官に採用することができないとしても、形は悪うございますけれども、そういううちに残ったしっぽというふうなものは最後まで残しておいて、そして最後までそういう人々のめんどろを見るつもりでございます。

〇横山委員 何やら遠慮しいしい、くつの裏から足をかくようなものの言い方をしているらしいのですけれども、もつとずばりと云ったらどうですか。たとえば税理士法なり、公認会計士法なり、いろいろな法律改正のときに、現在その職にある人をどうするか、現在実務をやっている人がその法律改正の際にどういう処遇を受けるかによつては、すべて共通です。現在やっておる者はなるべく引き上げてやれというのが法律の精神であり、いかなる場合においても行政運用の骨格になつておる。あなたは受験資格がある者が二、三十名ですということを一歩最後に出て、おぼろげにそれを言っておくような気がするのであれば、執行官になかなか手がないのですからね。執行吏代理という職名をなくしたところで、仕事はそのままあるでしょう。だからいままでも執行吏代理という職名を持っておった人がやっておった仕事を、今後はそういう職名でない人が実際にはやるようになる可能性は強いわけですね。この際もう端的に言えば、現実の仕事をしておった諸君は、きのうきよくなった者については議論があるかもしれないけれども、ある程度受験資格を甘くして、そして経験年数、それから実際の実務の状況を勘案して、水準を下げてしんしゃく点を設けるべきです。そんなことは当然なことじゃないですか。何でもそうあなた、遠慮しいしいものを言っておられるのか。どうなんですか、あなたそういう気持ちがあるのですか。

〇菅野最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、現に執行吏代理の仕事をしている人々の処遇は、これはできる限り優遇しなければならぬものであるというふうに考えております。ただ、執行吏代理に対する非難というものの一面といたしまして、やはりその能力が必ずしも十分でない人が執行をやっておるという面におきましての御批評もあつたわけでございます。今後の執行を行なう人は、従来に増して素質のある人をこれに充てていきたいと思つたわけでございます。しかし従来に執行吏代理の方々の中にも、そういう素質を十分に備えている方々があるわけでございます。それでございますから、この任用資格の上では一応四等級相当、ただいまの七等級相当から相当上回つた資格ということをして新執行官の任用の要件としたいと思つておりますけれども、四等級というところで固定してしまつてもいいと思いません。四等級に準ずる者に受験資格を持たせたい、かように思つております。準ずる者というものの意味は、必ずしも役所における経歴という意味にとどまりませう、たとえば会社において係長級の人である、そういう意味におきまして十分に経験を積んだ人、なかんずく執行吏代理としての執行の経験を持つて長年つとめたという、そういう経験を四等級に準ずるといふことを勘案いたします。その経験のある者にもこの四等級に準ずる者という資格の範囲を広げてまいって、運用の上で試験に受かりさえすればなるべく多くの執行吏代理の人を新しい制度のもとにおける執行官に任命してまいりたい、かように思つておるわけでございます。

〇横山委員 試験に受かりさえすればというのは、試験は何の法律によつて行なわれているのですか。

〇菅野最高裁判所長官代理者 これは、この法律ができませんれば、任命資格に関する裁判所規則をつくるわけでございます。裁判所がなぜそういう規則をつくるかというところになりますと、裁判所法の六十二条で任命資格については裁判所が定めるということになっておりますので、その規定に基づきまして任命規則をつくるわけでございます。その中に、先ほど来申し上げました四等級相当というところを書くことになるだらうと思つております。したがうして、試験の内容は四等級相当の法律上の知識、実務経験、そういうものを試験することになると思つております。

〇横山委員 端的に伺いますが、いまの執行吏代理を執行官に登用するという方針のもとにいまの試験規則、それを臨時的に今回に限り改正をして、執行吏代理に適用するだけの規則を改正すること、それから実務経験年数等を従来の執行官の試験よりも緩和すること、そうしてなるべく多数の執行吏代理を執行官に任命すること、この点はどうですか。私は強く希望をいたしたい。

〇菅野最高裁判所長官代理者 規則につきまして、御承知のように規則制定の手続がございます。私がここでこういう方針であるといふことを申し上げても、それが規則制定の手続におきまして必ずしも通るか通らないかわかりません。けれども、私も私が方針として考えておりますことは、いまの執行吏よりも資格要件を下げ、緩和するといふことは、一つには今後の執行官といふものの姿を考えますときに、執行官はいまよりももっと高い素質を持った人をもつてこれに充てていきたいというのが私どもの考えでございます。無理ではなからうか、かように考えております。

〇横山委員 あなたが私の言うことに賛成しておるのか反対しておるのかわからぬけれども、今後はもつと執行官の水準を高くして、有能な人材を登用したいと口だけ言つておつた、現に執行官になり手がないうという話がある。それから去年初めて私どもの主張を取り入れて執行官の研修会をおやりになったそうだけれども、国会で言つたから、初めて、何十年ぶりかでおやりになったのです。前代未聞かもしれない。いままで何にもやつておらぬくせに、これからひとつしつかりやりましようと言つた、そんなことはだめですよ。私の言うのは、こういう切りかえのときには、実務をやつておつた人が処遇を受けるのは当然のことだ。しかも首を切られるのじゃないか。あなたは三、四年ははかつておつた人ではない。だからこの機会には、実務をやつておつた人には特別試験をやらせ、経験年数、実績を尊重して登用するのが常道じゃないか、それをやれと言つてゐる。手続がある、私は責任者じゃないから言えぬと言ふのなら、責任者を出してください。次回に事務総長を出していただきたい。それでやるかや

わけではなくて、やはり全国に二百四十五名の執行吏代理並びに事務職員がたさんおるのであります。この現在おる執行吏代理とそれから事務職員、その教育訓練の責任者はだれでありますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 これは法律の上でいきますれば、先ほどの執達吏規則十一條によりますれば執行官自身ということに相なるかと思ふのでございませう。しかしながら、先ほど来お話もありましたけれども、實際運用の面において執行吏代理というものを恒常的なものとして裁判所が認可していくという運用のしかたをしており、そういう現状のもとにおきましては、執行吏が執行吏代理に対して全責任を負い、仕事の上の責任のみならず、教育についても責任を負うということとは申し切れないのでございませう。裁判所といたしましては、執行吏代理につきまして研修をできればしたい。ただ御承知のとおり、今年度は執行吏研修ということにつきましてわずかな予算がとれたにすぎないのでございませう。それすら従来は予算がなかったのでございませうが、執行吏についてわずかに予算がとれたというにすぎないのでございませうが、しかし、この研修の方法をどういうふうに行なうかというところにつきまして、いま私どものほうで検討中でございませうが、予算がなくても執行吏代理の研修が可能な範囲内において、もう少し具体的に申し上げますと、研修の面におきまして予算を要するのはいろいろ講師に対する謝金であるとか、もう一つは執行吏の出張旅費でございまして、これが執行吏代理につきましては、これは予算的措置がとれませんでしただけども、今度の研修はいま検討中でありますけれども、各高等裁判所にやろうかというふうなことを考えておりますので、その所在地におきまして役場の執行吏代理は今度の研修に呼ぶことを検討、考慮しております。

連盟ですか、今度参考人に来ていただくのでございませうが、あれは財団法人でございませうか、任意の団体でございませうか。

○菅野最高裁判所長官代理者 もちろん財団法人という法人ではございませう。それは任意の団体と申しますか、組合的なものと申しますか、法律的な性質をまだ十分究明しておりませんけれども、執行吏の事務の改善についてお互いに執行吏同士が協議する、そういう組合的な団体というふうな心得ております。

○横山委員 その任意な団体として、本来この執行吏の教育はだれが責任を持つのかというところ、これは最高裁判所である。それから執行吏代理の教育はだれが責任を持つのかということだと、どうもいまのお話では、本来最高裁判所は責任を持たないけれども、ある程度やりたい。それでは事務員はだれが教育の責任を持つのかということになるかと、あなたはそれについてお答えがないのですから、執行官がやるんだ、こういうふうな感じにされるわけですね。私が先般指摘をいたしましたのが、實際問題として執行吏連盟の会費その他の状況を聞いてみますと、まことに僅少な年間予算である。しかも執行吏連盟の事務職員はいないやうな状態をもつては教育は所期しがたい。いわんや執行吏代理並びに事務職員に対する教育は組織としてはほとんどできない。そうすると個々の執行吏が自分の手数料その他によって得た収入の中から、福祉厚生施設あるいは失業保険等の掛け金、厚生年金金、使用者たる立場において行なう、こういう現状でございませう。この執行業務が円滑に行なわれることについて裁判所が責任を持つ体制であるとするならば、教育なり訓練は、執行吏個人個々の人間の教育なり訓練に終る、研修に終るというところでは、これはとうていだめなもので、執行吏制度全体という立場においてはだれであるかと、事務職員であらうと、すべてに対する研修制度、教育、訓練等について裁判所が責任を負わなければならぬのではないか。こ

いう点はどう考えますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行制度のあり方の根本に關しましては、これは執行官という官吏制度がいいか、あるいはむしろ事務所を持った独立採算制の従来のような執行吏制度がよいかということとは、もう非常に重要な論点であるわけではございませう。要は、結局執行というものが、裁判の執行という司法の重要な事務が、適正に能率的に行なわれるということであらうかと思ふのでございませう。その方法といたしまして、御指摘のように執行吏連盟というものを育成して、そこに力を持たせて、これが執行吏代理なり事務員なりというものを教育し、養成していくことも一つの方法であらうかと思われませう。現にそういう制度も外国にはあるわけではございまして、これが日本の執行吏連盟にびつたりはまるものかどうか。まあ似たような制度であるということとは申し上げることができるとも思いますけれども、フランスは御承知のように初めから手数料制度で、かなり多数の事務員なり補助者なりを使って執行というのをやっていた。そしてそういう執行吏たちがこれらえております執行吏協会というものが財政的に相当の実力を備えておる。でありますから、これが補助者なり事務員なりというものを養成していく実力を持つておるやうに聞いておりますが、この制度を日本が直ちにまねできないというゆえんは、先ほど御指摘もありましたやうに、執行吏役場によりましては、たとえば東京などは相当の人数もおりますし、財政的な基礎というものもある程度あるやうに聞いておりますけれども、しかしながら全国的に見ますれば、事務所の形態というものはせいぜい事務員を二人とか三人使っているやうな状態でございまして、一つ一つの事務所がそれほどの実力を持つておりません。これが連盟として結成いたしましたとしても、先ほどお話がありましたやうに十分な財政的な基礎もできていかなければいかぬ。したがって、ここで執行吏代理、事務員というものを養成し教育していくということも無理なのではなからうか。そこで私も

○菅野最高裁判所長官代理者 これは法律の上でいきますれば、先ほどの執達吏規則十一條によりますれば執行官自身ということに相なるかと思ふのでございませう。しかしながら、先ほど来お話もありましたけれども、實際運用の面において執行吏代理というものを恒常的なものとして裁判所が認可していくという運用のしかたをしており、そういう現状のもとにおきましては、執行吏が執行吏代理に対して全責任を負い、仕事の上の責任のみならず、教育についても責任を負うということとは申し切れないのでございませう。裁判所といたしましては、執行吏代理につきまして研修をできればしたい。ただ御承知のとおり、今年度は執行吏研修ということにつきましてわずかな予算がとれたにすぎないのでございませう。それすら従来は予算がなかったのでございませうが、執行吏についてわずかに予算がとれたというにすぎないのでございませうが、しかし、この研修の方法をどういうふうに行なうかというところにつきまして、いま私どものほうで検討中でございませうが、予算がなくても執行吏代理の研修が可能な範囲内において、もう少し具体的に申し上げますと、研修の面におきまして予算を要するのはいろいろ講師に対する謝金であるとか、もう一つは執行吏の出張旅費でございまして、これが執行吏代理につきましては、これは予算的措置がとれませんでしただけども、今度の研修はいま検討中でありますけれども、各高等裁判所にやろうかというふうなことを考えておりますので、その所在地におきまして役場の執行吏代理は今度の研修に呼ぶことを検討、考慮しております。

○横山委員 その任意な団体として、本来この執行吏の教育はだれが責任を持つのかというところ、これは最高裁判所である。それから執行吏代理の教育はだれが責任を持つのかということだと、どうもいまのお話では、本来最高裁判所は責任を持たないけれども、ある程度やりたい。それでは事務員はだれが教育の責任を持つのかということになるかと、あなたはそれについてお答えがないのですから、執行官がやるんだ、こういうふうな感じにされるわけですね。私が先般指摘をいたしましたのが、實際問題として執行吏連盟の会費その他の状況を聞いてみますと、まことに僅少な年間予算である。しかも執行吏連盟の事務職員はいないやうな状態をもつては教育は所期しがたい。いわんや執行吏代理並びに事務職員に対する教育は組織としてはほとんどできない。そうすると個々の執行吏が自分の手数料その他によって得た収入の中から、福祉厚生施設あるいは失業保険等の掛け金、厚生年金金、使用者たる立場において行なう、こういう現状でございませう。この執行業務が円滑に行なわれることについて裁判所が責任を持つ体制であるとするならば、教育なり訓練は、執行吏個人個々の人間の教育なり訓練に終る、研修に終るというところでは、これはとうていだめなもので、執行吏制度全体という立場においてはだれであるかと、事務職員であらうと、すべてに対する研修制度、教育、訓練等について裁判所が責任を負わなければならぬのではないか。こ

○菅野最高裁判所長官代理者 執行制度のあり方の根本に關しましては、これは執行官という官吏制度がいいか、あるいはむしろ事務所を持った独立採算制の従来のような執行吏制度がよいかということとは、もう非常に重要な論点であるわけではございませう。要は、結局執行というものが、裁判の執行という司法の重要な事務が、適正に能率的に行なわれるということであらうかと思ふのでございませう。その方法といたしまして、御指摘のように執行吏連盟というものを育成して、そこに力を持たせて、これが執行吏代理なり事務員なりというものを教育し、養成していくことも一つの方法であらうかと思われませう。現にそういう制度も外国にはあるわけではございまして、これが日本の執行吏連盟にびつたりはまるものかどうか。まあ似たような制度であるということとは申し上げることができるとも思いますけれども、フランスは御承知のように初めから手数料制度で、かなり多数の事務員なり補助者なりを使って執行というのをやっていた。そしてそういう執行吏たちがこれらえております執行吏協会というものが財政的に相当の実力を備えておる。でありますから、これが補助者なり事務員なりというものを養成していく実力を持つておるやうに聞いておりますが、この制度を日本が直ちにまねできないというゆえんは、先ほど御指摘もありましたやうに、執行吏役場によりましては、たとえば東京などは相当の人数もおりますし、財政的な基礎というものもある程度あるやうに聞いておりますけれども、しかしながら全国的に見ますれば、事務所の形態というものはせいぜい事務員を二人とか三人使っているやうな状態でございまして、一つ一つの事務所がそれほどの実力を持つておりません。これが連盟として結成いたしましたとしても、先ほどお話がありましたやうに十分な財政的な基礎もできていかなければいかぬ。したがって、ここで執行吏代理、事務員というものを養成し教育していくということも無理なのではなからうか。そこで私も

○横山委員 いま執行吏全体の、年間の執行吏役場なり、執行吏の事務所なりを通ずる手数料、その他金銭の収入——今度会計が変わるのですが、いま一年間に、立てかえ金を含めてどのくらいか金が執行吏の手元へ入り、そしてそれが出ていくのですか。入ってくる全体的な金、立てかえ金を含めてです。それから現時点、たとえばきょうならきょう、全国でどのくらいの金が執行吏の手元にあるかという推算を——聞きたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 全国的な統計で申し上げますと、昭和四十年年度の手数料の総額が三億四千七百円余りでございませう。それから宿泊料、旅費、書記料その他の立てかえ金をプラスいたしますと、約五億九千二百万円という推計になっております。

○横山委員 年問入ってくるのが約六億ですね。私の第二番目の質問は、計算がうまくいかぬかもしれないが、いま、たとえばきょう執行吏の手元にあるのはどのくらいですか。一日どのくらいですかという質問です。つまり私の質問の意味を理解してもらったほうがいいと思うのだが、少なくとも執行吏役場にある程度の金がたまってお

○横山委員 年問入ってくるのが約六億ですね。私の第二番目の質問は、計算がうまくいかぬかもしれないが、いま、たとえばきょう執行吏の手元にあるのはどのくらいですか。一日どのくらいですかという質問です。つまり私の質問の意味を理解してもらったほうがいいと思うのだが、少なくとも執行吏役場にある程度の金がたまってお

○横山委員 年問入ってくるのが約六億ですね。私の第二番目の質問は、計算がうまくいかぬかもしれないが、いま、たとえばきょう執行吏の手元にあるのはどのくらいですか。一日どのくらいですかという質問です。つまり私の質問の意味を理解してもらったほうがいいと思うのだが、少なくとも執行吏役場にある程度の金がたまってお

○横山委員 年問入ってくるのが約六億ですね。私の第二番目の質問は、計算がうまくいかぬかもしれないが、いま、たとえばきょう執行吏の手元にあるのはどのくらいですか。一日どのくらいですかという質問です。つまり私の質問の意味を理解してもらったほうがいいと思うのだが、少なくとも執行吏役場にある程度の金がたまってお

るわけですね。それを今度あなたのほうへ取り上げようというわけですね。たまたまおる間は、執行吏が管理をし保管の責任を負うわけです。執行吏役場にあるわけではない。銀行に預けるわけでしょう。金利がつくでしょう。金利はどのくらいか、そういうことが聞きたい。それを取り上げるのですから、たいへんなことですよ。

○香野最高裁判所長官代理者 御質問の御趣旨は、予納金、保管金の残、現在高ということであるうかと思いますが、その計算は実はいまのところできておりません。

なお、たまたま執行吏が保管しておるものをすぐ裁判所が引き継ぐというところは考えておりません。今後の事件につきましては引き継ぐにつきましても、いずれ清算をやらなければならぬ。清算をやった上で引き継がなければならぬわけでございます。これは御了解いただけたらと思いますけれども、一つの会社を整理いたしましてプラス・マイナスどうなるかというこの清算手続をしますことが、やはり非常に手数を要するわけでございます。私もこの法律が通りますればそれをやっていかなければならぬわけでございます。

○横山委員 私は、あなた方そんな不親切とか、この会計を引き継ぐことによってどういう結果が起こるか。いま残がどのくらいある、それは一ぺんに引き移さない、これからのものだというわけでも、ある意味では結局残がなくなるといふわけですね。いままでは執行吏連盟なんかその金をもらって、予納を受けて、立てかえ金をもらって銀行に預けて、年間六億ですよ。その金利が入ってくるわけですよ。その金利は執行吏役場のものなんです。だれが考えてもわかるでしょう。その金利で何をやっておったか、私はそれは知らぬ。知らぬけれども、それが教育なり、福祉なり、給料なり、そういうところへ行っておったことは、だれが見てもわかるじゃありませんか。それを取り上げるというのだから、私は何とかはかに見返りをしているだろうと思ふのです。ところが聞いてみると、どうもそんなことは何もない

らしいですね。一体それはどうなるのですか。残がどのくらいあるか知らぬなんて、そういう不人情なことがありますか。私だったら、じゃ会計を取り上げれば、いま残がどのくらいだから、年間一割としてこのくらいが——大体東京、大阪、名古屋、それぞれの執行吏の役場ではそれらの金を引き取って、それが給料なり、福祉厚生なり、いろいろなるに回っているのです。それを取り上げればあとどうなるかというところから——一番大事な急所ですよ。その急所の残がわからぬなんてことを言ったら不親切きわまりない。反対だ。

○香野最高裁判所長官代理者 責任を持ちましてどの程度の額があるかということが、たまたまの段階でお話し申し上げられないのは遺憾でございます。それけれども、それは清算手続をやってみますんことにははっきりした数字は出てこないわけでございます。ただししかしながら、御指摘のように従来とも保管金、予納金の残というものがあつて、これが銀行預金され、そういうのが利子を生むわけでございます。これが従来の執行吏の査察の場合の報告といたしましては、帳簿外のことになるのでございます。と申しますのは、執達吏規則におきましては、原則として自分が箱の中に入れておけという規定になっておるわけなんです。これは昔の古い規定なわけでございます。それが、現実の問題としては銀行の預金になってそれが利子を生んでおる、それが相当の額になっておつて、それが実際の、個人の収入としては使つておらないようでありまして、役場の共同の費用等に使つておるといふことは承知しております。これが今後裁判所の保管になるといふことになりまして、その影響が役場の上にあつたわけだといふことは私も考えておるところでございます。しかしながら、こういう形はまた従来執行吏役場が誤解を生んだという一つの大きな原因でございます。それはやはりガラス張りにして、きれいなものにしなければならぬ。しかしながら、執行吏は相当な待遇を受けなければならぬ。少なくとも従来よりも収入が少なくなるという

うことでは困るわけございまして、そういう点は将来の手数料をより適正化するということによって、いまの現実の執行吏よりも財政面が貧弱になるというようなことはさせないつもりでおります。

○横山委員 委員長もおわかりだと思ふのですが、これは常識ですよ。だからばくは法務委員会では常識でいいんだ。大蔵委員会ならそれがぴんとくるのです。だから当然、金の金利が年間どのくらいあつて、それがどこへ回つておるか、箱の中に入れておくかという、そんなばかな話があるか。○質問に対する答弁を要求したい。じゃないか。何時間やつたつたつたつた。と叫ぶ者あり。だめだと言つたつたつたつた。と叫ぶ者あり。

○大久保委員長 質問を御継続願います。

○横山委員 私の要求はこういうことなんです。とにかくこの会計事務を裁判所に移譲することによって、執行吏役場はどのくらいの損害を受けるか。それは本来個人が持つておるとは私も思いません。執行吏役場の中ではガラス張りになつておると確信します。それが給料とかなんとかいうところへ回つておるとは間違いないですよ。それを取り上げるかわりに何をあわせて交換してやつたか。それがなければ執行吏役場の財政は非常な打撃を受けるのです。いま最高裁判所としてはかわりに手数料を上げる、こう言う。そんなことがどうして簡単にできるか。それなら手数料を上げる時期と条件をはっきりしてくれ、こう言いたいところなんです。○法律改正」と呼ぶ者あり。それならよけいそうだ。それが第一です。その答えを明白にしろ。取り上げる金はそのくらいいで、それに対する見返りはどうするかというのを明確にしろ。それならよけい。それからもう一つは、この会計を移譲するに際して……

○大久保委員長 不規則の発言はやめてください。質問を御継続願います。

○横山委員 もう一つは何のためにそれをやるか。ガラス張りにするというのであるならば金利についても正式に報告させればいいではないか。これこれの金利がありましたというのを正式に報告させればいいじゃないかということなんです。依頼者が執行吏役場に行くと、金を払つてこいと言ふ。ああそうですかと言つて金を出すと、ここではないか、裁判所に行つて払つてこい、雨の降るのに廊下をかさもささずに裁判所へ走つていって領収書もらつて払つてくる。今度そういうしかけになるわけですね。執行吏役場では、金をちよちよと払えば早いわけですね。裁判所になると、そうはいかない。うるさい。書類が三通、三通とふえると思う。どうしたつて、それは常識ですよ。だから、そういうことをあえてしなければならぬという理由が私にはわからない。しかし、それを私から質問して私が答えてはおかしいのだけれども、将来とにかく全部国家公務員にするのだ、全部国家公務員にしてしまふための第一歩だというのなら、まあ汽車ポッポがそういう方向に走るのだからという気はせぬでもない。せぬでもないけれども、いまそれをやらなければならぬ積極的な理由が私にはわからない。結局、執行吏役場の金を取り上げる、金利を取り上げる、それだけに終わる。そして依頼者には不便をかけるだけに終わる。こういう感じがするのですが、数字的な詳細並びにそれに対する見返り、それを明白にせられんことを要望いたします。あとは次会に譲りまして、私のきょうの質問を終わりたいと思ひます。

○大久保委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。先ほどの理事会で申し合わせましたとおり、ただいま審査中の執行官法案について、参考人の出頭を求め、その意見を聴取することとし、日時は来たる六月二日午前十時三十分とし、人選等については委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

○大久保委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。先ほどの理事会で申し合わせましたとおり、ただいま審査中の執行官法案について、参考人の出頭を求め、その意見を聴取することとし、日時は来たる六月二日午前十時三十分とし、人選等については委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
本会議散会後委員会を再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後二時四十八分開議

○大久保委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
執行官法案について質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 お断わりしておきますが、けさほど委員長の御了承を得ましたように、とにかく定数が欠けましたら直ちに私質問をやめますから、皆さんお帰りにならないように最後までおつき合いをお願いいたします。しかし、まじめにやりますから、どうぞ最後までゆっくり聞いていただきたいと思います。

さてそこで、先ほど最高裁にお願いいたしましたのは、会計事務を移管することによって起こるべき事態について配慮がなされておったかどうか、このことを与党議員からあまり追及するなというお話がございすけれども、私はもしもその配慮が十分に行なわれておるといふことであるならばそれに従うにやぶさかではありませんが、先ほどのお話によりますと、どのくらい残が常にあるか不明であるというお話でありました。これは配慮がないと断ぜざるを得ないのであります。したがって、そういうことであるならばこれはあかぬ。だから資料をひとつ具体的に提出してもらいたい、こういうわけで先ほど終わりましたので、その続きをお願いいたします。

○菅野最高裁判所長官代理人 けさは保管金、予納金の残について全国的な集計をしておらないというふうに申し上げたのでございますが、各役場別のものにつきましては、いまの時点のこととさせていただきますと調査ができておらないわけ

でございますけれども、御承知のように役場の査察の制度がございまして、これは少なくとも年に一回やるわけでございます。この時期は各裁判所によってまちまちでございますが、その査察の結果というものは、私どものほうに報告を受けているのでございます。それで、各役場別の保管金、予納金の額というものは全国的なものが集まっているわけでございす。これを集計いたしましてれば全国的なものが出てまいるわけでございす。ところで、この全国的な集計をいたしておりませんのでございすから、先ほどのようなお答えをいたしたわけなんです。ございす、おまなところと全国的な平均的なところで申し上げてみます。

東京の役場では、これは帰りまして電話で聞いてみましたので今日現在のところ、ございす。が、いわゆる保管金、予納金の残が五千七百万円、大阪で、これは三十九年度の事務査察の場合でございす、約二千万円、名古屋で、同じく三十九年度の事務査察の場合に千二百万円、それから全国の平均では、執行吏平均当たりの予納金、保管金の残額は八十万円ということになっております。

ところで、こういう事態であるのに、今後裁判所がこういう現金を取り扱うということになった場合の配慮いかんということにございす。ただいま申し上げました予納金、保管金の額の総計でございす。この中にはただいま申しましたように予納金としての残額と、それからいわゆる保管金の二種類があるわけでございす。そして、ただいま申しました金額のうち、ところによって多少の相違がございすけれども、大体において予納金の方が約八割、保管金の性質を有する金銭というものが二割という割合になっております。

ところで、予納金の残額として残っておるものといひますのは、つまり手数料として予納された金、それから立てかえ金として予納された金の残った金と、それから精算をいたしまして予納者

に返還すべき部分の金、この三種類があるわけでございます。

ところで、このうち手数料に相当する額、あるいは立てかえ金に相当する額として、いわば将来執行官に支払わなければならない金、あらかじめ当事者に予納させてある金、これは現行の執行吏規則では事件が終了した後に、委任が終了した後に執行吏に払われるものでありますから、事件が終了するまでは予納したまま、そのまゝの形で執行吏役場に保管される。その形が銀行預金のようになつておる場合もあるわけなのでございす。それが利子を生むということもあるわけなのでございす。今度の執行官法の改正の一つといたしまして、手数料の支払い及びいわゆる費用の支払いの時期、弁済期を従来のような委任終了の時期という事件終了のときまで待たないで、各執行行為の職務が終わった段階で支払われることになりす。従来は事件終了後まで保管して預けておいて、その利子が出ていたというものが、今度は、一応は保管金の形で裁判所が保管するということになるわけでありす。けれども、事件が終了しなくても、一つ一つの執行行為が終了すれば、執行吏はその手数料、立てかえ金の弁済を受け得るということになりますので、執行吏が弁済を受けて、今度は個人の金として預金をするということになりす。利息の点では予納金の関係におきましては差し引き従来とそれほど変わりがない。執行行為が終わるまでの時期は預けていなければならぬ。その間の利子というものは、これは執行吏のふところに今は入りませんけれども、従来のように執行行為が終了するまでの長い期間預けっぱなしにしておくという事態は出てこないわけでありまして、各執行行為が終わった段階で支払いを受けられるわけでありす。それを執行吏が、自分個人のものとすれば、それから生まれる利子は当然執行吏のふところに入るわけでありまして、従来とその利子の関係ではさほどの相違はないということにございす。

いは債権者に返還すべき金として、取りにこないがために執行吏役場で保管しておる金というものは、先ほど申し上げましたように役場の保管金全体として見れば二割で、金額も少ないわけにございす。しかもそれは債権者が取りにこない、いつ取りにくるかかわらない金であります。ただそう長い期間取りにこないという場合もそうたくさんないわけにございまして、それが利子を生むという場合も少ないわけでありす。従来とこの金から生じてくる利息というものは、執行吏が自分のものとしていいという性質の金ではないというふうに解釈いたしておりますので、今後これを裁判所が保管いたしても、この分については執行吏の収入の多い少ないには全然無関係でございす。

○横山委員 いま御説明を承りましたが、同僚諸君もお聞きのように、何となくかたんに規模が小さくなつてしまつたという感じがいたすのであります。先ほどの年間六億の金額が入つてくるというお話が、さて残になると東京で五千七百万円、大阪二千万円、名古屋千二百万円というのはいまにも数字が小さ過ぎる。どういう方法で調べなかつたか、電話をかけてどれくらい残があるかといつてお聞きになつたらしく思われるのですが、何か釈然としないという感じがいたすのが第一点であります。かりにまたそうだとしまして、東京で五千七百万円、年間一割の利益で五百七十七万円、五分としても約三百万円ぐらゐの金利に関する収入が、福利厚生なり、研修なり、あるいは給与の中に組み入れられておったとするならば、その分がこれでなくなるわけでありす。あなたの言うところの、なるほどなくなるけれども、早く払うから時間的な差はなくなるのでその分の勘定は不要だと言つても、私が提起したそれだけなくなつたという点については変わりないですね。事件が終了したときとそれから執行が終わつたときとは平均どのくらいの期間的な相違があるのですか。

○菅野最高裁判所長官代理人 執行吏の全国的な

収入六億に對しまして保管金の額が少ないではないかというお尋ねでございますが、この収入は全収入でございます、手数料収入——いままで立てかえ金収入と申しておりましたが、全部を含めておるわけでございます、これも各役場によりましてまちまちでございますが、ならしてみまして執行吏の収入は役場経費、それから人件費等を差し引きますと約半額、五〇%程度でございます。それであとと半額が純収入でございますから、六億のうち三億程度が純収入ということになるかと思うわけでございます。

それから弁済期の点につきまして、どのくらい現行と今度の新法律で変わってくるかというお尋ねでございますが、これは、執行行為はいろいろございまして、一がいに申し上げられませんが、たとえば動産競売の手続について考えてみますと、まず差し押さえ、それから競売の手続でございますが、差し押さえるの手続は通常一週間とか十日以内に行なわれるところが、これまた御承知かと思ひますけれども、動産競売はその差し押さえるの後に一ぺんで行なわれるという場合が少ないわけでございます、債務者との話し合いもございまして、何べんか延期を重ね、そして最後に競売になる場合、あるいは取り下げになる場合というようなこともございまして、大体において、平均いたしまして数回そういうことが繰り返されるのが通常かと思ひますが、そういったしますと、大体三カ月とか半年とか通常の事件でかかるわけでございます。従来でございますと、その三カ月とか半年とかたまたなければいぬ事件が終了いたしましたので、手数料立てかえ金の支払いは受けられないわけでございますが、今回の改正によりまして、差し押さえをすれば直ちにその差し押さえの手数料立てかえ金が請求できます、それから延期になりまして延期手数料というものがその延期ごとにとれるということになりますので、従来は三カ月ないし六カ月の後でなければ支払いを受けられなかったのが、差し押さえについては一週間なり十日、それからその

後十日ぐらい先に競売期日が指定されました、その十日後には請求ができるということで、だいぶ弁済期については早くなるわけでございます。○横山委員 非常に誠実に御答へ願ひたいことがございまして、同僚諸君が聞いておいて居眠りせぬように、そのものずばりで私も質問いたしますから、あなたもひとつおもしろく、ずばりとした答弁を願ひたい。どうも見渡すところ、あなたが答弁したと横の同僚諸君が居眠りしているの、まことにけしからぬと思うのでありますけれども、そういうふうにお願ひしたい。

私の聞きたい焦点は、結局執行吏及び執行吏役場は、今度の会計措置によつてどのくらい年間損するかということ。政務次官、これはほんとうに法律をつくるときに考えるべきことですよ。執行吏を育成する、教育する、何かか言つておりながら、財源をとつてしまふのですから、教育の予算もとつてしまふ、給料の財源もとつてしまふのですから。全部とはいひませんが、少なくとも東京においては約三百万円取り上げることになるだろうと私は思ふ。そんなばかなことがありまつか。もしそれが合理的であるならば、三百万円何かかりに出世と言つてゐるのです。そこをずばりと幾らぐらい損する、従つてそれに見返る金は出すとはつきりしてもらいたい。その御答弁さえいただければ次に移るのです。同僚も居眠りしない。

○菅野最高裁判所長官代理者 どうもそのものずばりの御返事ができなくて、まことに申しわけございませうが、たとえば、東京にいたしまして、三百万円かりに減収ということにいたしました場合に見返りはどうするか。これは執行吏役場の経費というものは相当かかるといふことは先ほど申し上げたとおり、そのおもなものは人件費といふことでございますが、今後はこの法律にも書いてございまして、事務の相当量が裁判所にまいるわけでありまして、それだからといって、事務員がすぐ役場で要らなくなるというわけではござ

いせんけれども、しかし事務量が、裁判所の事務がふえ、役場の事務が減つていくということでございます。そういう面では、執行吏の役場の経費も少なくなるという面が一つございまして、それからまた、執行吏役場を裁判所の中に取り入れて、そうして取り入れるということはその施設等につきましても、裁判所がやていくということになるわけでございますから、そういう面におきましての役場の経費というものが節減されるということになるわけでございます、プラス・マイナスすれば、決して執行吏が現在よりも損な立場に立つというのではないはずであると思ひます。

○横山委員 ほんとうにあなた、国会だからそう一応答弁しているつもりですが、ほんとうに会計制度の改革によつて、どのくらい私にはわからぬけれども、推算してそういうそらばんを出すのですから、そのそらばんについては、じゃ、人がこれだけ減る、それから施設なんているまでもおりの貸していくのでしょ、特別よくなるようなこととあるまいに、そういう点については、ほんとうにあなたはこれだけ減るから、これとこれと見返りに出したというふうな、立案の過程でそういうことをしんしゃくしたのでしょうか。私は、しんしゃくしてないと思つてゐるんですよ。なぜならばどのくらいの残があるか、どのくらいの金利がそれまであったかといふことは、あなた自身御存じなかつたんだから、そのしんしゃくはできなかったと思ふのです。いまになつて、給料が、人が減るだらうから、あるいは日にちが短縮されるだらうからといふのは、いまになつてからのつけ焼き刃じゃありませんか。私の言うようなことがわかるならば、あらためて政府側として、最高裁判所側としては、これは減るから、そのかわり法の趣旨に基づいて、国会の決議や、あるいは立法の精神に基づいて、執行吏役場について、充實した教育や訓練や、あるいは給与制度ができるようにする、——答えてください。いままでは準備できなかったんだから、いまになつてあわててつ

け焼き刃的な説明はだめですよ。だから、いまからやるならば、これだけ減るから、その分はこうしますといふことをばをください。知らなかつたんですよ、減るということを。

○菅野最高裁判所長官代理者 立案の過程において、全然考えていなかったかというお尋ねでございますが、もちろん私もその点について考慮をいたしておつたのでございまして、その考慮しておつたところが、先ほど申し上げたとおりでございます。それで申し上げたところであるという点は私どもも認めるを得ないのでございまして、今度の改正ではその程度であるといひましたが、今後執行官の処遇についてさらに検討してまいらなければならぬことは御説のとおりでございます。

○横山委員 これは答弁不十分であります。委員長にお願いしたいのであります、明らかにこれは最高裁判所側の準備不足だと私は考えます。そしてこれによつて推算どのくらいでありますか。東京が私の推算で少なくとも三百万円ぐらゐの財政収入が減る。大阪にしてどうでしょうか、百万円は間違いないでしよ。名古屋にして四、五十万円間違いない。全国その調子で見ましたら相当の、執行吏役場にとってはそれはそういう経過がよかつたか悪かつたかは別なことで、財政収入減を来たすことは明白なことで、最高裁判所側としてこれはお認めになつたところでありまして、で、それにつきまして御答弁を承りますと、事件終了後払ふものを、今度は執行が終つたときに払うから、それを人がいますぐには減らないと思ふけれども順次減つていくから、こういうようなことが、私の首肯すべき答弁でありましたけれども、これはマイナス面でありまして、消極的策でありまして、これはこれらの金額を埋めるべきものとはまいたらない。したがらしまして、一体この法案をもつて執行官の資質を向上して、国会の意思でありますところの教育訓練を実施し、当執行吏及び執行吏役場、代理、並びに事務員を強化するのと逆な方向をたどつてゐることは、いま事理

明白なことを相なりました。しかし、これ以上い
たしなくても押し問答でございます。それでお聞
きになっております委員長、これは政府委員に
言ってもどうにもしようがないのであります。か
ら、委員長に一体どういうようにすべきか、実は
私もこれから押し問答をやってもしかたがないの
でありますから、どうすべきか、委員長の御意見を
審議の中途であります。ただいま横山委員からの委員長
に対する御発言に對しましては、委員長に對して
しかるべく善処したいと思っております。

○横山委員 次は、合同役場の問題であります。
しかし再三にわたって私は委員長及び与党委員に
お願いをしておるのでありますから、もうしばら
く続けさせていただきますが、適当な時間になり
ましたならば、定数がそろっておりませなければ
本日は打ち切らしていただきますから、その点は
あらかじめ御承知をお願いしたいと思います。
合同役場の問題について、私はいろいろな角度
で私なりに勉強をいたしたつもりであります。本
来合同役場というのは法制的に認められておる
ものであります。その根拠は何でありますしや
う。

○菅野最高裁判所長官代理者 現行の裁判所規則
である事務処理規程で、合同役場という制度は認
められておるのであります。
○横山委員 裁判所の事務処理規程というものは
何でありますか。最高裁の規則制定権に基づいて
つくられておるものであります。法律的根拠に
なっておりますものであります。法律の根拠に
なっておりますものであります。

○菅野最高裁判所長官代理者 規則制定権に基づ
いての裁判所規則でございます。
○横山委員 私はその最高裁判所の規則制定権に
ついてやや疑問を持っております。同僚諸君の
ような専門家は別として、私のようなしるうとは
その辺よくわからないのであります。最高裁判
所の規則制定権というものは、あらゆるものがで
きるものでございましょうか。規則制定は、ちょ
うど最高裁判所が国会みたいな立場で、あらゆる規

則が制定できるのであります。何らの法律
的根拠もなくできまじょうか。
○菅野最高裁判所長官代理者 すでに御承知のとおり、最高裁
判所の規則制定権は憲法に基づいておるものでござ
いまして、憲法の七十七条に規定があるわけで
ございまして、「訴訟に関する手続、弁護士、裁判所
の内部規律及び司法事務処理に関する事項につ
いて、規則を定める権限を有する。」この規定に基
いて裁判所が規則を制定するということになって
いるわけでございまして。

○横山委員 同僚諸君が専門家だったら教えても
らいたくありませんが、その規則制定権に
よって制定されるものは、国会といえども、その
やり方が間違っているから直せというあり方もで
きないし、あるいはまたなんでもございまして、そ
の範囲内ならその規則に対してチェックする機能
は何人も持たないものでございまして。
○菅野最高裁判所長官代理者 規則と法律の関係につきま
してはいろいろの解釈があるわけでございまして、通
説といえましては法律が優位であるというふう
に考えられておるものでございまして。
○横山委員 そこで、合同役場でありまして、今
度の法案の中では事実上合同役場を認めないとい
う立場に立つております。合同役場について
最高裁判所側から出た問題がどこやら
についておりましたね、ちょっと指示してくださ
い。

○菅野最高裁判所長官代理者 私のほうから、今
回合同役場に関する資料は別段差し出しておらな
いと思うのであります。従来は先ほど申し上げ
ましたように、裁判所の規則の事務処理規程で合
同役場という制度が認められておったわけでござ
います。今後はこの執行官法で役場の制度を廃し
ますので、したがって、合同役場というものはな
くなってまいるわけでございまして。

○横山委員 どこに書いてあるのですか。
○菅野最高裁判所長官代理者 役場の制度を廃止
する……
○横山委員 廃止するとはどこに書いてあるので
すか。

○菅野最高裁判所長官代理者 従来の執達吏規則
がなくなる関係で、役場という制度はなくなった
というふうに相なるかと思ひます。しかし事務を
合同にやるということの合理性は、合同役場を認
めておりました当時と同じ考えでおりますので、
数名の執行官がおりますところでは、合同規約と
いうものをつくっていくように、これも新しい事
務処理規程、今度事務処理規程も改正する予定で
おりますので、この規程の中に合同規約という規
定を置きまして、数名の執行官がおる場所では合
同規約によって事務を運営していくようにという
ことに定めたい、かように思ひます。

○横山委員 執行吏代理は廃止するが執行吏代理
は置く、合同役場は廃止するけれども合同役場は
認める、どうもしっくりしない。合同役場を廃止
しなければならぬ理由は何でございましてか。
○菅野最高裁判所長官代理者 最高裁判所のほうから
御説明がございましたが、先ほどの御説明にもあり
ましたように、合同役場を廃止するということは、
要するに執行官法におきましては役場制をとらな
い関係で合同役場もなくなる、こういうことなの
でございまして、その点をまず御説明いたします
と、従来は執行官はその執務の本拠として役場を
設けるといふことが御承知のとおり執達吏規則に
規定されていたわけでございまして、この役場制
というものは、ことばから感じられますように非
常に非近代的と申しますか、そういう感じがする
のでございまして。それはこういうふうな執務の本
拠が裁判所を離れて役場であるというところは、現
在の執達吏規則のもう一つの問題である手数料
制、これと相まちまして——手数料制で職務を運
用していく。しかも役場を設けて執務の本拠とし
るといふことで、この執行吏役場というものが小
さな一つの企業体というふうな形になっているわ
けでございまして。したがって、その面から公
務の執行が小さな企業体で行なわれるというよう
な形になりますので、おのずから執行の債権者と
の結びつき、それからその他のいろいろ論ぜられて

おります取り巻きの弊害というふうなものと結び
つきやすいのでございまして。そういう点がこの委
員会におきましては御指摘を受けて
いるところでございまして。それを一つの改善の目
標にしなければならぬというふうな考えたわけ
でございまして、それに対する対策としての方
法、あるいはいろいろ考えられるかも知れませんが、
私どもの考え方としては、これを公
務員的な色彩を強くしていく、すなわち、いま申
しました私企業的な色彩を薄くしまして公務員的
な性格を強くすることによって、そういう弊害を
できるだけ除去していくという考え方になって
いったわけでございまして。そこで、そういう考
え方の上に立ちまして検討いたしました結果、先
ほど御指摘を受けましたように、手数料制の点に
つきましては、なおいろいろ問題があつて踏み切
れない。そこで、その点はやむを得ず今回は見送
りとしたしまして、現在私企業体のような形に
なっている役場制は廃止して、裁判所内で勤務す
るといふ、一般の裁判所職員と同じような執務の
体制にしていこう、こういうことを考えてこの法
案を組み上げてあるわけでございまして。

そこで、先ほど最高裁判所のほうから合同役場
のいいところを残しておくとおっしゃる趣旨の御
説明がございましたが、この合同役場は、これは
すでに御承知のとおりであります。執行吏と申
しますか、執行吏役場と申しますか、その相互間
の競争が非常に激しくなる私企業のような形をと
りますので、過当競争の弊害を生じてくるという
問題が一つあったわけでございまして。それから同
時に、役場の事務処理の合理化、能率化という問
題が一つございまして、この過当競争の弊害を避
けると同時に、役場の事務処理体制を能率化して
いく、合理化していくというこの二つの考え方
で、先ほどの最高裁判所の執行吏事務処理規則の
中で合同役場制度というものを規定するに至った
わけでございまして。
そこで、過当競争の面につきましては、御承知
のとおり、今回は、自由選択制を廃止いたしまし

て、裁判所に申し立てまして、裁判所のほうで各執行官に事務の分配をするという体制をとりましたので、過当競争の問題につきましては、もう弊害の生ずるおそれはないというふうな考えられるわけでございます。事務処理の合理化、能率化という面につきましては、なお合同役場の長所という面をを残す余地があるのじゃないかろうか、これは役場を廃止いたしまして裁判所内で執務することになりました。先ほど申しましたように、手数料制という問題が残っているわけでございます。そこで、執行行為をいたしまして手数料を受けるという形になっておりますので、それに伴う事務処理も執行官の責任において行なっていく、こういうことになりました。それに伴う、たとえば消耗品のなもので、それから職員として事務員を雇うというところが、補助役場制を解消したということによって、今度は個々の執行官がそれぞれ自分一人一人ですべて事務を処理していくということになります。従来合同役場をやっておりました場合は、出てくるわけでございます。そういう面では、現在の合同役場の長所という面を執行官制度になりましてもある程度残して取り入れていくという余地があるのじゃないかというふうに考えられます。最高裁判所の考えておられますのもそういう面の合同役場の長所というふうなものを残しておこう、こういう御趣旨であらうと考えられるわけでございます。

○横山委員 そうすると、聞くのですけれども、具体的に、現実に、この四人が合同役場をやっております。現実に現存しております。裁判所は、その中で、今回の執行は横山執行官やれと個人に直接指名するのであります。それともこの東京事務所までつやつやともらいたい、そうすると私もは相談をして、それじゃ今度は田村さんやれ、大竹さんやれということになるのであります。か、指名の方式はどういうことになるんですか。

○鹽野政府委員 執行官法で本来考えておりますところは、執行官の能力というふうなものは均一なものを考えているわけでございます。したがって、いま直ちにそういうふうな人が全員そろるかどうかというところにつきましては、なお問題があるかと思ひますが、執行官法のたまたまといまして、いまおっしゃいましたように、個々の執行官に職務を分配していくというのがたまたまであらうと思ひます。しかしながら、従来の経緯もござります。それから実際問題としては、執行官相互間の個性の差、能力の差というふうなものも必ずしも一がいには排除はできないものがあると思ひますので、さような場合におきましては多少それを加味して事件の分配をしていくということと考へられることであらうと思ひます。

それからさらに事件の分配につきましては、機械的に次々に順点するという方法ばかりでなく、地域的にこれを分けて事務分配をしていくというふうな方法も考へられますので、ただ形式的に一、二、三、四、一、二、三、四というふうな事件を配るという方法だけが唯一の方法であるというふうには考へていないわけでありまして、

○横山委員 執行官法の精神は、今度の事案は横山執行官、次の事案は田村良平執行官というように、その選定基準については地域的、あるいは能力その他を考へて裁判所が定める、これが執行官法の趣旨ですね。それはもうわかつたんですよ。しかし現実はそうではないとあなたは言い直しておるわけだ。現実は、東京役場にひとつ今度の事件はしかるべくだれかに指定してくれ、こういうことにはなるわけですね。そうですね。簡単に答えてもらえば簡単に前へいくけれども、どうも回りくどいのです。

○鹽野政府委員 必ずしもそう申し上げたわけはないのでござります。

○横山委員 それならどういふことですか。

○鹽野政府委員 機械的の順点がすべての方法ではない。たとえば、地域別に、場所別に事務分配をするというふうなことも考へられますし、それ

から執行官の個性とか能力というふうなものの差によって事務分配を考慮していくことも考へ得るのであるということを示したわけでございます。

○横山委員 そういたしますと、裁判所でいろいろな地域別だとかなんとか、いろいろな要素を考へながら個人指名をするということでございますね。

○鹽野政府委員 そのとおりでございます。

○横山委員 そうすると、前は合同役場にしかるべくと言つて直接指名をしなかつたわけですか。

○鹽野政府委員 そのところはまた非常に御説明がむずかしいところでございますが、現在の制度では執行吏に委任するということになっておりますから、執行権者が特定の執行吏に委任する、こういうことで、その委任によって受ける執行吏というものは特定されるわけでございます。ところが、実際問題として、合同役場におきましては、いま横山委員のおっしゃいましたように、それぞれ何人かおります執行吏の職務分担というふうなものが実際にきまつていっているわけでございます。その分担をしている執行吏が実際にそれを引き受ける。それで窓口ではその執行吏役場に委任する、それで窓口ではその執行吏役場に委任する、しかしながら法律的に申しますと、その委任は特定の執行吏に委任する、こういうことになるわけでございます。

○横山委員 実情はわかつたのでありますが、私がさつきからくどくど申し上げて意見を言おうとしておりました点は、私のいろいろと調査した立場に立てば、合同役場は合同役場の生まれるべき理由があつた。合同役場によって不正を除去しようとして合同役場が実は発達したのではあるまいか。同時に、それによって経費その他の利便をはかるための副作用もあつて発達したのではあるまいか。いまその一方の利便だけは残すけれども、しかしながら組織的、法規的には合同役場を認めない。役所との関係においては、合同役場を認めないで執行官それ自身を認める、こういう考

え方ですね。その考え方がはたして一体妥当であらうかどうか。現に合同役場そのものは事実上存在し、そこで研修をし、そこで仲よくやっております。しかもたびたび例が出て恐縮でございますけれども、公認会計士も監査法人組織ということになってきた。つまり一種の合同役場ですね。そういう方向は、近い将来においては税理士もそうなると思はれる。で、執行官一人ではやれる場合はいけれども、協力し合う、ないしはかわりの者が出るといふ場合が非常に多いとするならば、組織としての合同役場を認めないというところは、はたして前進であるかどうか疑わしいという気がするわけでありまして。どうしても組織を認めないで、個人横山執行官なり田村執行官にやらせるということをしなればならぬ積極的な理由、それは前向きな理由であるということについては私は少し納得がし得ない点がある。しかし、これは今度の参考人諸君にあらためてさらに一べん聞いてみたいと思ひます。

次に、ちょっと簡単な問題をお伺ひしたいのでありますが、先般調査いたしました際に、執行吏が差し押えをした物、仮処分物件、自動車なんかを保管するの場所がないというのです。差し押えた物は債権者の要望に基づいてどこかの倉庫へ入れてくれ、それなら私のところへ入れてくれというので、そこへ入れ、保管料はと言つたら、保管料は債権者が負担する、いいか悪いか別としてそうしておる、こういうわけですね。そういうことは一体適当なことであらうまいか。

○鹽野最高裁判所長官代理者 差し押えた物件を保管するための費用は執行費用の一部でございますので、究極的には債務者の負担になるべきものでござりますが、そのための費用の予納ということとは申し立てた債権者が一応しなければならぬことになっております。究極的には債務者の負担になるべきものでござりますから、それは執行をして競売をして競売の代金の中からまず執行費用として取り立て得る性質の執行費用でござります。

○横山委員 次に、これも御教示を願いたいので現状からいいましてもまあむだといえはむだになるわけでございますので、そういうところまでは、そういうものを全部保管できる施設ということとはただいまのところ考えておりません。

円ですよといわれた。一キロ十円で、早く来い早く来い。車に乗って行かぬかといって車を持ってきた。さあ乗ってくださいといって車を持ってくれば乗る気になるけれども、車を持ってこぬ、持ってこなければ一キロ十円ですよ、それならあ

かぬというのが一番早い話ですね。車に乗っていないかぬ、おまえにはちゃんと旅費をやっている、ないしは自動車を持てがっている、どうしてもいぬならば裁判所の自動車を使え、それで自動車は裁判官と回り持ちで執行官に使わせるようにすれ

ふえると思います。公正に執行は私はでき得ないと思います。だから、あくまでそういう債権者と、債務者というものが、自分の便宜だけを考えると自動車を提供し、あれこれするということを許すことは私は弊害の起こるものであるように、私

もしろうとですけれども考えます。

○横山委員 大体政務次官と私と一緒にですな。あなた方だけがあかぬのや、どうしたらいいの。

○菅野最高裁判所長官代理者 順番を守ると申しまして、旅費の関係で無理な点があるというところは私も認めておるところでございます。ただ旅費と申しまして、一カ所に行つて帰つてくる普通の公務員の旅費とは違ひまして、執行吏の旅費は一日に何カ所か回つてくるという場合におきまして、格別に旅費を払つてあるもので、多少そこに余裕が生まれるというようなことがございす。しかしながら機動力を持たせないといふことは、これは現在の執行の面におきまして時代おくれでございまして、これは予算の許す限り執行吏にも将来自動車を使えるような予算措置のために努力いたしたい、かように考えております。

○横山委員 その件については政務次官と私の意見は一致したのだけれども、最高裁判所はけちな話だね。これは政務次官ひとつ骨を折つてくれませんか。自動車は、場合によつたら法務局の自動車も使え、それから金がかつたらおれが何とかしてやる、十円はもっと上げよう、そういうふうに骨を折つてくれませんか、どうですか、いいですか。

○山本(利)政府委員 いろいろの問題は、改革期にあつてはいろいろ不都合な点が私は起り得るものだと思うのです。それを漸次改革して万全なものにすべきことでありますから、当然いまのような点についても漸次自動車の整備であるとか、その他の点においては、いまの執行制度もすべては国民のためのことでありますから、役所において十分努力して不都合のないようにすべきだと考え、その方向に向かって努力をいたしたいと考えてます。

○横山委員 両方の理事から一応この辺でやめたらどうかという希望がありますので、私、問題点をこの次の私がやりますときに時間をあまりかけないように、皆さんに御検討願う点について申し上げたいと思います。

一つは競売の場合ですが、私もいい知恵がないので同僚諸君の意見も聞きたいのですが、動産の競売を業とするいわゆる道具屋を指定する考えはないか。ある指定のものを執行官会議等で一年ごとに名簿を作製しておく。もちろんそれ以外でも参加しても差しつかえないのです。差しつかえないのですが、名簿をつくつておいて、その優良な道具屋には確実に競売の通知が行く。あとは裁判所の前に掲示すればいいですね。そういうことを考える必要がないか。これは私もいろいろ事象を検討してみましたが、一つの案だと思つてゐるのです。

それから二つ目は、執行官制度が逐次国家機構の中に組み入れられていくという感じをこの法案で私は受けるわけです。いつのことかわからぬけれども逐次その方向に汽車は動いておる。しかしながら他方においては、先ほど指摘いたしましたように教育、訓練、その他政府、裁判所がやり得る限界がどうしてもいまあると思う。それは予算上、政治力上あると思う。したがって、いまの執行吏連盟をむしろ暫定的にでも強化することが考えられないか。予算はなし、それから財源はこの際としてしまふ、事務員はなしというふうな状況で、政府が教育、訓練をすると言つておるだけではだめであるから、この執行吏自身、あるいは代理、事務員も含んで、教育組織を持つて、さらに教育、訓練を自発的に自分で行つてという方法を考えられないか。

それから第三番目には、ここで執行吏代理が一応なくなる。しばらく続きますが……。私どもが先般指摘した執行吏代理に対する危険については国家は責任を持たない。完全に執行吏代理がなくなるまでの危険について何ら考慮されてないといふことはいかにものであらうか。名古屋等では執行吏代理ともに二百万円を限度とする保険に入つておるのでありますけれども、これは国家権力行使の中で起こつた問題について、執行吏代理は国家との関係がないから、しばらくの間だけとおっしゃるのだけれども、はたして放置されてよ

いものであるかどうか。

それから、根本的に汽車の行き着く先が私にはよくわからないのであります。この間ここで理事会をいたしました際に、与党の某理事は手数料も廃止した完全国家機能への組み入れという個人意見を言うておられ、またある人は、手数料制度を残した完全国家公務員の意見を言われ、それから執行吏連盟は手数料制度を残した改革、つまり、要するに現状維持だと私は考えられますが、その幾つかの終着点があると思うのですが、政府の考えがこの際目標というものを明確にされれば、先ほどから私が質問しておる判断の食い違いも、その方向だからこうするのだといふこともある程度わかつてくると思うのであります。その辺を政府は明確にすべきではあるまいか。

それから執行吏の労働条件、たとえば国家公務員でありながら、病院にもかかれぬ、共済組合も入つておられぬというふうなことにについては、これはきつめて簡単なことだから、まだ改善の方法が現実的にあるのではないかと等、そのほかこまかいことを申し上げますと、たとえば刑事送達手数料を民事と同様に有料にせよという希望があるわけでありす。これはいま、ただだから……。おれのところではばかなことをやらぬ、やれといふなら銭をよこせ、おれのところはやらぬからと言つておるところもあるし、あなたのほうがわあわあ言うもんだからただでやっておるところもある。そういうところはきちんと民事同様に有料にしたらどうかというふうなこまかい点もございしますが、以上、御検討を願うことになしまして、一応私の質問を留保して終わりたいと思ひます。

○大久保委員長 次会は明二十七日に開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時六分散会